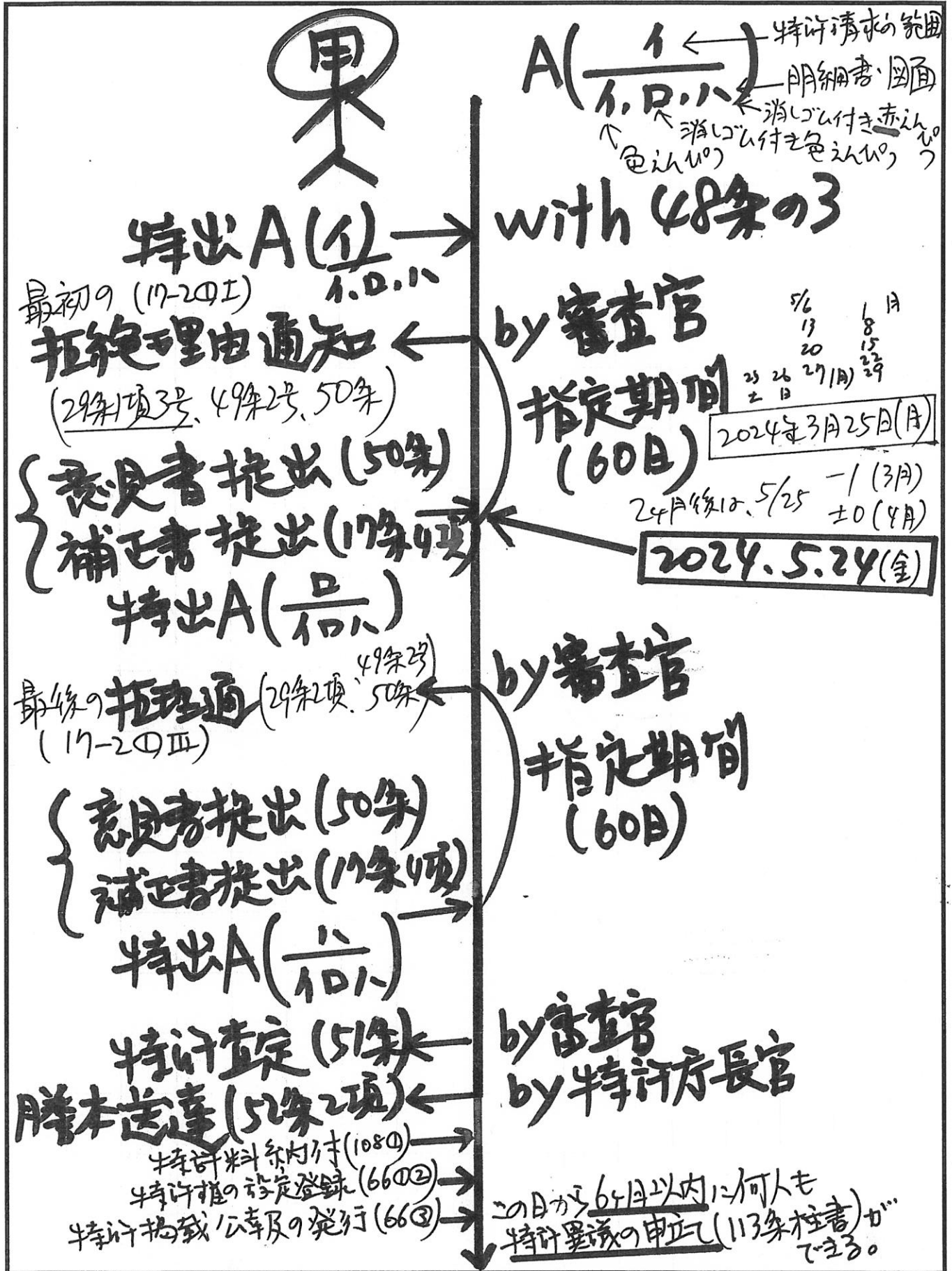


3の2

特許実務において
最低限知っておくべき
手続期間について

弁理士 宮口聡

今回は、拒絶理由通知
応答期間(50条)、拒絶査定不服
審判の請求期間(121条1項)、
特許異議の申立期間(113条柱書)等
について、解説いたします。



テープコード

--	--	--

甲

A(1)

36条

with 48条93

最初の拒理通

(新理付け丸)
29の四

←

17条の2第1項1号、50条

補正1

→

17条の2第3項・4項

事後の拒理通

(追加付け丸)
29の四

←

17条の2第1項3号、50条

補正2

→

17条の2第3項~6項

補正印下 & 拒絶裁定
(53条1項) (49条)

2号

拒絶査定謄本送達日

8/19機会に解説します。

3月

(26表あり)(4条)
(追完あり)(12回)

この期間内に
出題の分割をすることに
して(44条1項3号)。

拒絶査定不服審判の請求
(121条1項) ↑

この請求と同時に

明細書等の補正(補正3)
をすることに(17条の2第1項4号)。
また、44条1項1号に規定する
出題の分割をすることに(17条の2第1項4号)。

テープコード

--	--	--